

憲法週間を迎えて

5月3日は、憲法記念日です。

これは昭和22（1947）年5月3日に「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められた祝日で、この日を中心にして5月1日から5月7日までの一週間が「憲法週間」です。

皆さんもご承知のように、この憲法の重要な柱の一つは「基本的人権の尊重」です。「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（11条）と明記し、「この憲法が保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」（12条）とうたっています。

《あたらしい憲法のはなし》

この憲法の施行に併せて、当時の文部省から昭和22（1947）年2月7日、新制中学校の教科書として「あたらしい憲法のはなし」が刊行されました。「みなさん、新しい憲法ができました。」「この憲法には、いまおはなしした

ように國の仕事のやりかたのほかにも、もうひとつ大事なことが書いてあるのです。それは國民の権利のことです。」「みなさんは日本國民のうちのひとりです。（中略）國の力のもとには、ひとり／＼の國民にあります。そこで國は、この國民ひとり／＼の力をはっきりとみとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのために、國民ひとり／＼に、

いろいろな大事な権利があることを、憲法できめているのです。この國民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。」と、基本的人権の大切さについて、しっかりと書かれています。

《憲法週間を機会に》

日本国憲法が施行されて70年近くになりますが、部落差別をはじめ、様々な差別等の人権侵害も後を絶たず、インターネットの悪用などの新たな人権侵害事象も増えてきています。

私たちがすべてが安心して幸せな生活を営むためには、一人ひとりが憲法や世界人権宣言に掲げられた人権尊重の精神を理解し、その理念の実現に向けて実践をしていくことが大切だと思います。

「憲法週間」を機に、改めて憲法や基本的人権について考えてみてはいかがでしょうか。

（参照「あたらしい憲法のはなし」）

人権の知識を深めよう

該当者続々！スタンプラリーも好評



「平成26年度大山町みんなの人権セミナー及び大山町人権・同和教育研究大会」では、人権の知識を多くの方に深めていただこうと、スタンプラリーを昨年から行っています。

今年度もセミナー、研究大会など計8回開催のうち5回以上参加された方を対象に、大山町の特産をプレゼントしました。3月25日には大山支所で、該当の方（皆勤賞2名、精勤賞19名）の表彰を行いました。

昨年度に比べ、13名も該当者が増えました。

今年度もスタンプラリーを行う予定です。たくさんの方のみなさまのご参加お待ちしております。

